

## アーティスト必見。知っておきたいアーティストの権利と契約の基礎知識

### 1 セミナー概要

アーティストは美術館での展覧会に關与する権利があるのでしょうか？アーティストの持っている権利の中心は作品の著作権ですが、著作権の内容について自信を持って語るアーティストは少ないかもしれません。それも無理はなく、著作権はかなり複雑で、専門家でも意見が分かれることも多い分野です。また、ギャラリーとの契約、アート作品のライセンスなどでアーティストが契約を結ぶとき、どのような点に注意したらよいのでしょうか？

このセミナーでは、ウェブ版美術手帖で連載「アートと法/Art Law」を担当する木村剛大弁護士と One Asia Lawyers Art Law Practice Team およびスタートバーン株式会社の共催にて、知っておきたいアーティストの権利と契約の基礎知識について解説します。

### 2 セミナー内容

#### I. アーティストの権利

- ・アーティストは美術館での展覧会に關与する権利がある？
- ・写真や他のアーティストの作品などをアートの素材として利用することはできる？
- ・どれくらい似ていれば著作物の侵害になるの？－金魚電話ボックス事件
- ・パブリックアートとして設置した作品の写真を無断で販売されたら文句を言える？
- ・契約による追及権の実現－スタートバーンの還元金

#### II. 契約の基礎知識

- ・信賴しているから契約書はいらない？
- ・アーティストとギャラリーの取り分は 50:50？
- ・裁判所は契約書をどう読むのか？－千住博事件の専属的制作販売義務
- ・コミッション作品制作契約の望ましい進め方は？
- ・アートのライセンスでは何を取り決めるの？

#### III. スタートバーン事業のご紹介

- ・アート流通・評価のためのインフラとしてブロックチェーンを利用する理由は？
- ・ブロックチェーン証明書発行サービス「Startbahn Cert.」とは？

### 3 対象者

アーティスト、キュレーター、美大生等の美術関係者

#### 4 講演者

木村剛大  
施井泰平  
藪本雄登（モデレーター）

#### 5 開催日

2020年10月14日（水）18:00-20:00（日本時間）

#### 6 開催方法、費用

- ・ Zoom によるウェビナー（Live 配信）
- ・ 参加無料
- ・ 定員なし

#### 7 申込・参加方法

- ・ 事前に、Zoom のダウンロード及び下記申込フォームへの登録が必要  
<https://forms.gle/JabRu4MusmgmG5E57>
- ・ 申込フォームへの登録完了後、登録したメールアドレス宛に参加方法を送付

#### 8 主催

小林・弓削田法律事務所  
スタートバーン株式会社 (<https://startbahn.jp/>)  
One Asia Lawyers アジアアート & リーガルプラクティスチーム

#### 9 後援

東方文化支援財団 (<https://www.m-ecf.com/>)  
アウラ現代美術振興財団 (<https://auraart-project.com/>)

#### 10 本ウェビナーに関する問い合わせ先

One Asia Lawyers Group  
有泉 司 ([tsukasa.ariizumi@oneasia.legal](mailto:tsukasa.ariizumi@oneasia.legal))

#### 11 講演者等紹介

##### 木村 剛大（きむら・こうだい）

小林・弓削田法律事務所 弁護士（日本、ニューヨーク州）。ニューヨーク留学中はロースクールで知的財産法修士課程を修了するとともに、クリスティーズ・エデュケーション・ニューヨークのアート・ビジネス・コースを修了。また、Art Law を専門とするダンジガー・ダンジガー・ムーロー法律事務所でのインターンも行い実務経験を積んだ。日本に帰国後

「Art Law を日本へ」をテーマに掲げ、アーティスト、アートギャラリー、アート系スタートアップ、キュレーター、アートコンサルタント、コレクター、パブリックアート・コンサルタント会社、アートプロジェクトに関わる各種企業にアドバイスを提供している。

ウェブサイト「ART LAW WORLD」(<https://www.artlawworldjapan.net/>)、ウェブ版美術手帖での連載「アートと法/Art Law」(2019年7月～)、雑誌「広告」Vol.414 特集：著作への寄稿など Art Law に関する情報発信を続けている。

2019年インスティテュート・オブ・アート・アンド・ロー (英国) Art Law コース修了 (Diploma in Art Law)。

### 施井 泰平 (しい・たいへい)

スタートバーン株式会社 代表取締役 最高経営責任者 (CEO)。1977年生まれ。少年期をアメリカで過ごす。東京大学大学院学際情報学府修了。2001年に多摩美術大学絵画科油画専攻卒業後、美術家として「インターネットの時代のアート」をテーマに制作、現在もギャラリーや美術館で展示を重ねる。2006年より startbahn を構想、その後日米で特許を取得。大学院在学中に起業し現在に至る。東京藝術大学での教鞭を始め、講演やトークイベントにも多数登壇。

### モデレーター 藪本 雄登 (やぶもと・ゆうと)

2011年に One Asia Lawyers の前身となる JBL メコングループをカンボジアで創業。タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーで約10年間に渡り現地に居住し、現地弁護士とともに実務を行う。

執務の傍ら、アウラ現代美術振興財団 (旧メコン現代美術振興財団) (<https://auraart-project.com/>) を創業し、アジア地域のアーティストやキュレーター等の支援を行い、同時にアジア地域のアートコレクション活動に邁進する。「アジアにおける弁護士とアートの関係」、「メコン地域における現代美術史と動向」、「なぜメコンの現代美術が必要か」等の執筆、講演等。

以 上